**令和元年度第１回大阪府子ども施策審議会計画策定部会**

**日時：令和元年８月１日（木）**

**１０時００分から１２時００分まで**

**場所：大阪府庁新別館北館１階**

**会議室兼防災活動スペース２**

○部会長　それでは、改めまして、皆さん、おはようございます。昨日（７月３１日）は、実は、子どもの貧困対策のワーキンググループがございまして、ちょうどここで。大阪府の皆さまには、２日連日の人もいらっしゃると思いますが、お疲れさまでございます。

　私、昨日もお話をしていたのですが、貧困対策の話でいうと、今週の月曜日に大綱の最後の有識者会議の案を出すという、私も構成員の一人なのですが、それが最終回でした。

　この計画策定の案件に関係するところでいうと、乳幼児期が、昨日の会議でも出ていたのですが、「手薄ではないか」と。「もう少し議論があるべきではないか」ということは、国の会議でも出ていました。そこには、待機児童の問題とか、いろいろなことも含めて、内閣府の子ども・子育ての担当の方もいらっしゃっておりますので、かなりそのあたりの議論もなされていたところです。

　いずれにしても、十分な形で大綱ができたわけではないのですが、内閣特命大臣は、全会、全て出席されて、熱く議論をされ、その子ども・子育てというところとか、親育てというところなどにもご意見をおっしゃっておられました。構成員ももちろんです。

　そのような中での大綱が、表に見えるところはなかなかそこが見えにくいのですが、もうすぐ報告されるという状況です。

　それに伴って、貧困対策計画策定が市町村にも努力義務になり、そのような意味でも子育て総合計画にいろいろと影響してくる内容が盛り込まれているのではないかと思いますので、ぜひまた、大阪の皆さんのご意見を国でも随分、参考にしていますので、活発にご意見をいただくことができればと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

　それでは、１番ですね。まず、初めに「ニーズ調査の結果概要」について事務局からご説明をお願いします。

【事務局】議事（１）について説明

○部会長　はい。ありがとうございました。長編の調査を丁寧にご説明いただきました。それでは、委員の皆さんからご意見・質問をどうぞよろしくお願いいたします。

　では、皆さんの初めに少し口火を切らせていただいて。資料３－８のところで、「家庭の養育力調査」という。これは、全保協（全国保育協議会）の調査で、かなり前に同じ質問を保護者とそれから、施設の保育士さん達に聞いた調査で、同じだというように今、説明をしてくださったのですが、パーセントで見ると、占める割合というように考えてみると、例えば、高い順でいうと同じなのかもしれないですが、「子育てがこれでよいのか不安である」という占める割合という見方では、占める割合はかなり違ってました。当時も。つまり、お母さん達が思っているよりは、保育士や幼稚園教諭の先生方のほうが厳しく見ている。親が不安で、しつけをどのようにすればよいかわからないと思っておられるのではないかというように取れました。もし、何か先生方のほうでもご意見があればと思いますが。大阪府の方ではそれは。

○事務局　そのとおりでございます。

○部会長　ありがとうございます。はい。そのようなご意見も含め、いろいろな角度で言っていただければと思います。

○委員　積年の課題で。私も永く、大阪府子ども施策審議会に寄せていただいて、何度かこの話題で同様の発言をさせていただいたと思うのですが、１０ページの地域の子育て支援拠点の利用状況であるとかいうところと関係もするのですが、利用状況が今回、減っていますというようなご説明だったのですが、①ですね。利用状況が減っています。

　それから、望むサービスで一番多いのは、「常設の交流の場」という結果が出ているのですが、関東圏から引っ越しをして来られた保護者の方からよく、「どうして豊中には児童館がないのですか」という質問を多くされるのです。このことについては、豊中市の会議でもずっと申し上げてはいるのですが、拠点が公立の保育所に豊中市はなっておりまして、一応、鍵が締まっていて、塀があると。このような状況でありますから、ブラッと立ち寄るというわけにはなかなかいかないという感じはしているのではないかとは思うのですが。児童館というのは、午前中でありますと、小学生は来ないわけで、基本的には、子育て中の、在宅子育ての方々がブラッと行かれる場所としては非常に有効な時間と機関だと思うのですね。午後になると、小学生達がやって来ることが当然、あるのかもしれませんが、それも小学生たちの姿と一緒に乳幼児がそこで過ごすということは、非常によいわけですが、そのような場所が残念ながら関西圏なのか、豊中市なのか私はよくわからないのですが、基本的になくて、豊中の場合も、もう、箱物は作りませんというようなことをよくおっしゃるので、なかなかその実現は難しいとは思うのですが、代替の施設を見つけることもなかなか難しくて、そして、幼稚園・保育園というものは基本的に園児をしっかりと抱えているので、そのような方々をたくさん受け入れて対応するということが非常に難しいという状況が現状としてありますが、そのようなところを今後、どのようにしていくかということが一つの子育ての不安に応えるポイントなのだろうと私も思っています。

　それから、もう１点。少子化の問題なのですが、少子化対策も３０年以上、昭和５７年くらいは１．５７ショックといわれる、子どもの数が丙午の生まれた子どもの数よりも減ったという、あの１．５７ショックというときのショックから子どもの数を増やしたいという願いを国全体で持たれて、相応の予算をつぎ込まれたと思うのですが、残念ながら、３０数年経ってもいっこうにその改善は見られていないということがあります。いろいろな事情が輻輳していますので、単純なことは言うことはできないのですが、まず一つ、先ほどの「親として、子どもの接する時間が少ない」という。「子育てをしていて困っていることは」というところ。「自分だけの時間が取れない」というものもありましたし、「子育ての時間がなかなかゆっくり取ることができない」、お父さんも含めてというような結果がいくつか出ていましたが、昨日も少し、事前のお話の中で私も話をしたのですが、フィンランドのように、５歳以下の子どもを持つ両親は、６時間以上、働くことができないというような法律をビシッと作って、「国全体で子育ての応援をしますよ」というメッセージを保護者に伝えている国は、もちろん、人口が１，０００万人とか２，０００万人の国なのですね。日本のように１億を超えている国ができるかどうかということは、私はわかりませんが、そのようなメッセージがやはり、保護者にきちんと伝わっていくということは、私は、大切なのだろうと思うのですね。だから、もちろん、保育所を無償にすることも、経済的なサポートからいうと、それも一つの方法なのですが、やはり、国全体として、価値観を醸成していくプロセスというものに注力しなければ、今後もこの傾向は全く、悪化するばかりで、変わっていかないと思うので、２点、私としては申し上げたいことが今、申し上げたことでした。ありがとうございます。

○部会長　ありがとうございました。いかがでしょうか。ほかの委員の皆さん。

○委員　私も、この地域子育て支援拠点事業の利用状況ですね。２－８のところ。ここがやはり、少し気になるのですが、もともと平成１０年くらいですかね。厚生省が白書、厚生白書の中で、３歳児神話とか何かそのようなことをいい出したときに、「専業主婦のほうがストレスが高い」という形で。そして、家庭で子育てをしておられるそのような親御さんをその地域子育て支援拠点でサービスを提供していこうと、そのような仕組みだったと思うのですが、今、若干、ニーズが変わってきているのではないかとそのような気がしているのですね。確かに、大阪市さんを見ると１８．２％ということなのですが、大阪市さんは今、バンバン、保育施設を作っておられますよね。そのようなことで、少しニーズが変わってきているのではないかという気もするのですが。

　それから、もう１点。１５ページの「子育ての相談をした人」の中で、乳幼児期の子育てについて相談した人・機関で、保健センターが６．３％となっているのですが、これはまだそのように根付いていないからかもしれないのですが、今後、この子育て世代の包括支援センターが各市町村でどこかに作られて、ここはもっと伸びていかなければいけないのではないかという気がするのですね。今後、この各市町村さんで、子育て世代の包括支援センターを中心にこの幼稚園さん、保育園さん、こども園さんであるとか、あと、民生委員・児童委員さんですね。そのようなブランチをこのようなネットワークを借りながら、ここがもっと何か、伸びていって欲しいとそのような気がしています。

　非常に早期から、妊娠時期から関わりながら、ずっと子育て世代を見守っていこうという仕組みを作るということなので、今の自治体ではやはりこのように、プライベートな資源を中心に、もちろん、それは相談されるのでしょうけれども、あとのところもやはり何かバラバラになってしまっているので、それをどのようにネットワークを張って、中核としてセンターが機能していくかというようなことを考えなければいけないのではないかとそのような気がしています。

○部会長　はい、ありがとうございました。先ほど、委員がおっしゃったフィンランドの例にならってそれこそ、委員のおっしゃる、中核に「ネウボラ」という、フィンランドの「ネウボラ」というところが中核になり、学校にもつないでいくという、日本でいう、子育て世代包括支援センターがそのようになっていくというような中核に、早くに立ち上がってすでにどんどん増えて行っていますし、国は推進をしているわけですから、そこを大阪府としてもしっかりと見据えていくという、お互いに共通する点でもあるのではないかと思います。ありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。

○委員　地域子育て支援拠点と公立の保育園・幼稚園・こども園が、皆さん、２０ページですね。このグラフを見て、それぞれの施設によって非常に強みがわかる分なのだろうなという印象で、地域子育て支援拠点などは、「親子をつなぐ場」ということに非常に力を入れていると思うのですね。一方、保育園ですとか、こども園・幼稚園などは、子どもを保育している場に保護者が来ることがあってということでそのような違いがとても出ているというように感じたことと、相談相手として、保育園・幼稚園の先生という専門家が増えたということが４ページの表にあると思うのですが、それは、専門家に意見を求めるということも一つだと思うのですが、地域子育て支援拠点に来ている保護者の方々も早くに仕事に就かれて、子どもを保育園に入れて、早くから先生たちと付き合いがある。このようなことで、日常的な関わりをどのくらいしているかということが相談相手になり得る。これは、地域子育て支援拠点事業も同じだと思うのですが、保育園・幼稚園などは通っていく所なので、日常的な関りが生まれやすいのですが、地域子育て支援拠点は、行かないと関りが生まれないということが大きな違いなのではないかということを感じました。だから、減少した理由は、就職する人も増えたということもあると思いますし、行きやすさ、先ほども委員がおっしゃっていたような行きやすさというものが非常に大事なところで、歩いて行くことができる距離にあるとか、行きやすい時間帯に開いているとか、そのようなことをしていかないと、なかなかその拠点事業というものの利用というものが増えないのではないかと思ったりしました。

　あと、もう１点、よろしいでしょうか。保育士さんの新卒の人に求めるスキルというところ。保護者とのコミュニケーション能力。「まあ、難しいよな」と思うのですね。自分の娘はまだ、大学生ではないのですが、卒業してすぐ、相手は、子どものいる保護者に対して、きっと、後ろめたさのようなものがあって、「あなた、子どもを産んでいないでしょう」という後ろめたさがある中、なかなか保護者の方に「このようにしたほうがよいと思います」というようなコミュニケーションというのは、ハードルが高いのではないかと思うのですが。とはいえ、働いている先生方の年齢が１０代、２０代が多いということを考えると、これを学生時代から学んでおくという必要性も何かあるのではないかと感じました。すみません。とりとめもなくて。

○部会長　とんでもありません。ありがとうございます。養成機関においでの委員とか。はい、どうぞ。お願いします。

○委員　すみません。４－５のところ。新卒者に不足しているところということで、私は逆に、保護者とのコミュニケーション能力のほか、社会人として必要な教養やマナーが前回調査よりも下がっているということは、これは言ってよいことかな。現場の先生方は、とても我慢してくださっているのではないかというところがあるのではないかという気はするのですが。逆に、幼児教育に対する熱意であるとか、あるいはその実施した保育内容に対する振り返りなどがほとんど変わっていないのですが、このあたりは学生さん達もコンピテンシーですよね。やはりそのような、何と言いますか、熱意であるとか、自身を客観的に見るとか、そのような力をやはり、大学では育てなければいけないと。ここは根強いというように思います。

○部会長　はい。ありがとうございました。これは、行政機関の課題だと先生がおっしゃってくださったとおりだと思うのですが、例えば委員も私の大学も社会福祉士養成と一緒にやっているので例えば、保育、そのような対人援助スキルとか、コミュニケーションの援助演習のようなことが社会福祉士養成ではかなり、科目数が増えています。保育士だけの資格と社会福祉士と両方もった方との違いがあるのかを、もし見ることができればまた、お聞きしたいと思いました。そのような調査にはなっていないから、わかりにくいのかもしれませんが。委員のように採用されている施設で福祉的なことを幅広く援助技術を学んだ人と学んでいない人とに差があるのかとかまた先々にご意見をいただければと思います。今すぐにということはありませんので。

○委員　私も大学で教鞭を執っているので、同じようなことをいろいろと感じているのですが、大学卒業で望む能力ということを実は、私たちはレベルを下げてきていると思います。以前は、やはり、一人前にもうできるということを前提に職員のことを見ていたように思うのですが、一人前ではなくて、「うちで育てなければいけないのだ」というような、就職してからそのようなスタンスをできるだけ私たち仲間の園や所に共有するように持っていっているのですね。だから、以前、養成大学との懇談会などで議論になると、「このようなことも教えていないのか」とか、「ほうきも持てないのではないか」とか、「雑巾も絞ることができない」というような幼稚園からの要望があって、逆に養成大学のほうは、「もっと給料を上げろ」と。このような応酬を私たちは経験したことがあって、不毛だと思ったのですね。もう、便利で、快適で、何もかもに満ち足りた状態で、ある意味暮らしてきた。段取りを考えなくてもコンビニさえあれば何とでもなる。弁当がなくてもよい。買えばよいというようなそのような環境で育った人たちなので、先を見通してとか、一つのものの関連を考える力というものが育つ素養がもう、彼ら、彼女らにはほとんど、設定されていない。だから、園に仕事に入ってから、さまざまなものを段取りしたり、計画をしたり、困ったりといろいろするわけですが。それとか、キャンプに連れ出して、実際に米と味噌と塩だけで生活をするというようなことをさせると、やっとそのようなときに「このようなことだったのか」ということに気がついたりすることで、徐々に身についていくというようなことが本当なのだというように思いますと、このあたりで不足していることのレベルが下がったり、上がったりしているところがあるのですが、私たち自身はあまり過大な要求を新卒の学生たちにしなくなっているという実情もあるような気がするのです。

　大学で授業をしていても、おしゃれにばかり気になって、ほとんど身が入らない人とか、スマホから離れることができない人とか、いくら、しないと言っても机の下で触っているようなレベルで取り組んでいるような学生も中にはおりますしね。だから、出てからのことをさまざま言われるのですが、そのようなことがあるのではないかということは思っています。

　それから、もう１点は、その新卒の方々の就職のことで、派遣とか、それから、人材紹介とかいうところが今回の調査で非常に増えています。これは法的に許されているからされているのだろうと思うのですが、就職を、職業を紹介してもらうと、おそらく、１００万円くらいの出費がかかるのですね。園としてですね。そして、３カ月分の給料を前払いにするとか、その会社に。そのようなことでかなりの出費が就職紹介会社に支払わなければいけない現実がありまして、実はもう、本当に悲しい話なのですが、園長が自分の園の職員に「自分の同級生たちを引き抜いてきなさい」ということを真顔で言う人がいて、引き抜いてくれば１人おいくらというような。僕はそれを聞いたときに背筋が凍るような思いがしたのですが。「自分の園さえよければいいのだな」ということを少し感じられたりして、残念な気持ちになっています。これが実は、現状です。だから、その現状の中から養成を考えるということにきっと、なろうかと思うのですが、そのような現状も含めて現場が職員の確保に非常に困っているという現状が垣間見ることができるのではないかと思います。

○部会長　ありがとうございます。実は、大阪府立大学でも、事務職員を派遣が、かなり入っているので、もう、おっしゃることがよくわかります。なかなか人材の確保が、非常に難しいという大きな課題だと思います。ありがとうございました。

　そうしましたら、時間もありますので、私のほうからは、先ほどお話をした保育士の認識というようなところ、委員が最初に冒頭でおっしゃった価値観の醸成というところで、広く貧困対策の内閣府の会議でも厚生労働省の社会保障審議会の児童部会でも話題にはさせてもらったのですが、何となく今のここでも、委員のおっしゃるとおり、視点のところに目が行きがちで、どのようにして親のニーズを満たすのかなどということになりがちなのですが、そもそものやはり何を目指していくのか、どのようにあるべきなのかということを計画策定の中で打ち出していくということは子どもといる時間の大切さであるとか、やはり何か出したいですね。今、委員がおっしゃったのですが、内閣府の貧困対策の大綱の議論も、冒頭に３歳神話の話、子育てが親だけでの問題ではないということだとか、社会で皆で取り組むのだとかを入れることになりました。文化を変えないとなかなか場当たり的なことばかりが起きているではないかということで、冒頭にそのような子育ての意義であるとか、養育責任は親にだけあるわけではないということを入れましょうという、ことになりました。

　だから今、私もそのような意図で、そのような価値観が出されることで、保育士の、親に対する厳しさもまた変わってきたりしないだろうか、ということが冒頭に言った意味でもありました。

　私の意見の２点目は、企業というか、労働の問題ですね。フィンランドのことをおしゃった委員とこれも同じことかもしれません。働き方をやはり、大きく、労働関係の部署と大阪府がどのように打ち出されるのかということはあるのですが、単に事後対策として、しんどい親を拾っていくということだけではなくて、そもそもの働き方をどのように変えるのかという、少子化を脱した国、スウェーデンとか、ある程度、子育て支援対策が成功しているというところを見ると、やはり、働き方を自由にしているということと、今、東京オリンピックで家で働くことができるようになりますよね。東京が。そのようなことも何か、労働の側に対策を。一緒にセットで考えることができないのかというそのような計画の中に入ることはできないのかということが一つ思いました。

　もう１点。貧困の、先ほどの２０１６年に大阪府の貧困調査を受託させてもらったので、昨日、ネットでもう一度、報告書と確認していたのですが、全然違うのですね。経済的な理由でできなかった体験というのがどれにも当てはまらないと答えた方の割合。１７ページの３－５のどれにも当てはまらない。つまり、電気・水道・ガスが止められたとか、このような困ったことにどれにも当てはまらないというパーセントが、ここで３８％で、就学後になると、次のページに行くと、４７．８％と上がっていきます。そして、経済的にしんどい世帯の学齢児なのですが、２６．２％なのですね。大阪府の調査で。このように考えると、「大阪府の実態はこのようなのだ」というように目線は行きがちなのですが、この、経済的に苦しい世帯群とそうでない群にこんなにもギャップがあるということも視野に入れておいていただければと思います。どのように計画に入れ込むかということがありますが、そのように思いました。

　あとは、皆さんのご意見でうまく、取り込んで、大変、重要なご意見を言ってくださったので、入れ込んでいただければと思います。

○委員　会長、もう１点だけ。

○部会長　ありがとうございます。

○委員　はい。病児の保育のことが、８ページに出ております。本当に困って、病気のときに預けたいというときに、預ける場所がある、有料だったとしてもあるということは、僕は、最低のラインとして、セーフティーネットとして必要な施策なのだろうと思うのですが、安易に預ける方が実際にいるのかどうか私はわかりませんが、一般的には、この④の３で、「利用したいと思わない理由」というところに、「家族以外の人に見てもらうのは不安」という、これは、大人側、親側の不安なのですが、子ども側の不安というのがこのようなところには意見として出てこないのですね。預けられる側の子どもです。発熱をして苦しい、そして体が痛いというような中で、「熱だから今日は保育園は預かってくれない、幼稚園は預かってくれない、じゃあね」といって病児保育に入れられるというときに、子どもの意見はある意味、尊重されても、親側の都合がどうしても優先してくるという現状がありますよね。

　そして、１９９４年に子どもの権利条約を日本は受諾をしております。非常に遅くに受諾をしていて、その中に子どもの発言をしたり、意見を言う権利が保障されているのですが、これは、０歳から１８歳の子どもなのですね。本当に口で、書き物で意見が言えるようになるのは、中学生くらいになってからですが、乳児の子どもたちのその思いというものを代弁できるのは、私たち、現場にいる者しかいないのです。保護者は、自分の都合をこのような形で優先していきますから、子どものことが多くではない。主語が「私が困っているから」という主語になるのですが、「子どもはどうなのだ」ということについて僕は、いつも、苦しい思いも実はしています。

　そのような意味では、子どもの権利条約の中で謳われている権利を乳児・幼児の子どもたちの権利もなんらかやはり、全体の計画の中にきちんと落とし込んでそこを慮っていくという施策がここは、ベーシックなものとしてないとね。対症療法で場当たり、場所さえ作ればよいというようなものになってしまうのではないかという危惧もありますので、ぜひ、「子どもの本当の権利を丁寧に皆でやっていくのだよ」というメッセージを込めていただきたいということが希望です。

○部会長　ありがとうございました。大切な視点を言ってくださいました。児童福祉法も２０１７年から改正されて、第一条、第二条に子どもの権利条約に則りということになっておりますので、ぜひ、ここも何らかの、先ほどの価値観をどのように入れていくのかということを含め、打ち出すことができればよいのではないかと思いました。ありがとうございました。

　それでは、議事の２の「大阪府子ども総合計画の中間見直し」について事務局からお願いいたします。

【事務局】議事（２）について説明

○部会長　はい。ありがとうございました。もう、時間がない中でありがとうございます。

　それでは、委員の皆さん、ぜひ。先ほど、調査に関する意見として言ってくださったこともこれに関連することがたくさん、あるので、拾っていただければと思いますが、ほかに、今のところでぜひ、お願いいたします。

○委員　無償化のこともご説明をいただいて、この１０月からということで、各市町村で少し温度差があるのですが、各施設への説明であったり、保護者に対する啓発のプリントであったり、広報等で今、順次、なされているのであろうと思うのです。保育所につきましては、もともと、保育所・保育園につきましては、市町村所管でしたから、割と市町村とのパイプが今までも太く、分厚くあって、一定の情報等もあるし、今回の無償化については、あまり大きな変化がないということで、そのような意味では割と単体であると。

　それから、認定こども園の部類の施設型給付と呼ばれている給付体系におられるところについても、従前より市町村との関係がより深くなって、ある意味、あまり混乱なく移行ができるのではないかとわれわれはイメージを持っているのですね。ところが、私立幼稚園の中に、私学助成という大阪府所管の幼稚園がまだ約２００くらい。４００分の２００ほど残っているのです。その２００につきましては、従前から大阪府の所管でしたから、市町村との関わりは、就園奨励金という補助金の関りのみで、それ以外はほとんど関りがない市町村が多かったのですね。そのような意味では、今回の無償化のシステムは、市町村との関係性が非常に太くなるシステムですから、私立幼稚園にとって見ますと、非常に、今まで対応したことのない人たちと行政と、対応していかなければいけないという大きなハードルがそこにあります。

　それから、事務手続も非常に煩雑でして、無償化になるから簡単になるという思いをお持ちかもしれませんが、毎月、その在籍の人数を市町村とやり取りをしなければいけないとか、従前にはなかったような事務量が非常に増えて、今まで園長先生が、年配の方々がこのように鉛筆をなめながら書類を書いて、府庁に出すという方々も実際におられる中で、もう、市町村との手続がとうてい、追いつかない。事務員を雇おうにも、誰を雇えばよいのかわからないようなそのようなお困り感が実は、私どもの連盟の中にもありまして、説明会をするのですが、説明する内容自身が、未だに理解ができない方もおられて、非常に困った状況になっております。

　ただ、１０月１日が刻々と迫っているわけでして、もう既に７月中には本来であれば、在園生の保護者にプリントをきちんとお渡しをして、「このようになりますよ」という予告をしなければいけないのに、やっておられないような所も実は、散見されまして、少し混乱が予想されるのですね。そのあたり、お含みおきをいただいて、何等かの対応を市町村に対して、子育て支援課の問題としても発信していただければということをこれはお願いですが、よろしくお願いしたいと思います。

○事務局　状況説明です。

○部会長　はい。お願いいたします。

○事務局　無償化に対しては、市町村ということでしたが、６月１２日に内閣府の方をお招きしまして、市町村に対して、説明会をさせていただいています。法律が５月の末くらいに通りましたので、それを受けて６月にということで設定させていただきました。そのときもいろいろと質疑があったわけですが、スケジュール感としては、皆さんに共有をしていただいているという状況ではないかと思っております。ただ、それで十分ではないと思いますので、今後も引き続き、そのような場をこまめに設定をさせていただきたいとは思っております。大阪府としても、これは、９月の府政だよりになりますが、保護者の方向け、それから、事業者の方向けに広報の予定をさせていただいております。もう、９月の段階ですから、最終確認というようなステージかと思いますが、万が一でもお忘れではございませんように、このようなトーンでの広報を予定させていただいております。

　無償化に関係して、前回のこの部会で委員のほうから「この認可外がどのくらいあるのだ」というようなお話もいただいていたと思うのですが、実は権限移譲で市町村に移譲していっておりまして、ほかの府県でいくと、都道府県が指導監督の権限を持っているのですが、大阪府は、政令・中核市はもとより、一般市にも権限を移譲させていただいております。

　そのような関係なのですが、施設数としましては、これは、１年くらい前の数字になりますが、平成３０年の３月末時点の段階で、届出の施設数が５５７件ということになっております。これは、政令・中核を含めてですが。そのうち、大阪府の所管でいきますと、大東市、四条畷市、交野市が大阪府の所管になっておりまして、３市合わせて２４が大阪府の所管ということになっています。

○部会長　はい。ありがとうございました。説明会等、いろいろ市町村にしてくださる中で、事業所に向けてもメッセージというか、府も直接、出してくださるということですね。

○委員　少しお聞きしたいのですが。５５７件の中には、企業主導型の企業内保育所も入っていますか。

○事務局　入っています。

○委員　入っていますか。わかりました。

○部会長　ありがとうございました。それでは、ほかにいかがでしょうか。計画の中間見直しについて。

○委員　すみません。今さら申し訳ないのですが。結婚応援ネットワークの話もしていただいて、何とかつなげるように、つなげるように頑張っておられると思いますが、私は、その、結婚をされない方々の意識というものが、千差万別で、一様には括りきることができないものがあるだろうと思ってはいるのですが、やはりその、自らのその理想感情のような感情がきちんとできてくる過程。乳幼児期からですね。家庭の中からでも、学校や幼稚園や保育所の中でもそのようなのですが、意図的にそのようなものがしっかりと育つような教育をしていったならば、結果的に僕は、普通に結婚をするということが。人間というものは、もう、生物の一部ですから、自分の子孫を残すという要求が要求の中で一番、高いはずなのですね。人間は、選択をできるということでありますが、やはり、自然な感情として、その、男女が結ばれて行って、その子どもが生まれていくというようなプロセスを考えたときに、やはりその、自尊感情のようなものの成長が、しっかりあるということが大切で、そのためには、乳幼児期の子どもたちの育ちというものが非常に重要になってくるのですね。

　だから、先ほどの話に戻りますが、やはり、親目線ではなくて、子ども目線で施策が作られていくことが非常に大切で。それともう一つは、質を担保するための仕掛けがやはり、いります。各施設の。

　豊中では、幼児教育や保育のガイドラインというのを自然体で作って、そして、各施設が認可外も含めて、そのガイドラインを参考に保育の質を高めていくような仕掛けを今、作ったばかりですが、始まりました。何等かの形で、「このようなものが最低のレベルだよね」と。保育の。お庭のない園もあるではないですか。そうすると、その庭のない園はどのようにすれば、「子どもの粗大運動や微細運動が可能になるかの仕掛けをきちんと考えなさいね」ということがなければ、この暑い中、部屋の中でじっとしているというような状態になっては、非常に困るわけですよね。しかし、施設によっては、そのような施設も存在するという現状もあって、そのことを施設長の方々が、「不思議だ」とか、「変だ」とか、「至っていない」というように感じられなければ、改善はしていかないということで。そこで育つ子どもも子どもの中にはいるということが現状ですから、そのようなことを考えたときに何等かの、「最低限のレベルはこれなのだよ」という保育指針というものもあるのですが、「これなのですよ、環境としてはこれですよ」とか、「おもちゃはこのようなものがいるのだよ」というようなことが各施設できちんと認識されるように仕掛けはやはり、いるのではないでしょうかね。

　そのようなことが、結果的にはやはり、自信のある成人を育てていき、自然な形のそのような結婚生活に結びつくということ。遠大な計画のようであるけれども実は、一番の近道なのです。このようなネットワークシステムをここで作るというよりももっともっと効果的だと僕は思っています。よろしくお願いいたします。

○部会長　ありがとうございます。私も、このネットワークシステムには非常に違和感を感じて、事前にお話をさせてもらったのですが、ぜひ、そういった視点の角度を子どもを主語にという。昨日も、ずっと。私も言わせてもらったのですが、「子どもを主語に」という角度で切り込むことができるとよいというように。ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

○委員　よろしいですか。１５ページに「外国につながる子どもへの支援」というものがあるのですが、何かこれを読んでいるイメージとすると、生まれた直後からの支援というものが抜けているのではないかと思って、富田林も検診に夫婦ともにフィリピン人で、「日本語は全くわかりません」というような方がいらっしゃって、検診を丁寧に行うことができないということがあったり、「では、日本語が全くしゃべれない人は普段、どうしているの」という話で、私の市でもあったのですが、療育家庭訪問支援事業。ヘルパー派遣なのですが、そのときに、家のこと手伝ってほしい。でも、そのヘルパー制度を利用することがまず、理解できない。来てもらって「これをしてください、あれをしてください」ということは、ジェスチャーでいけるのですが、その手続自体が、日本語がわからないので「このようなものだ」とかそのようなところの外国籍の子どもの入園ガイドを。３ページにありますね。「多言語による就園・就学ガイド」というようには書かれているのですが、本来的には、もっと早い段階からの支援というものを盛り込んでいただいたほうがよいのではないかと思いました。以上です。

○部会長　はい。ありがとうございました。大切なご指摘だと思います。ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

○事務局　すみません。人権局の者ですが。

○部会長　今の問題に関してということですか。はい。

○事務局　すみません。府民文化部人権局の者でございます。先ほど少し、お話に出されました、ネットワークのお話の中で、私の理解が間違っていると申し訳ないのですが、お子さんたちに対する自尊感情を育てるような育て方をしていけば、自然と結婚感情、「結婚したい」だったりとかその、男女の、何と申しますか、自然と結婚したいという方向性になるのではないか。その少子化対策として考えるのであれば、幼児期から、言い方は変なのですが、「きちんと育てればよいのではないか」というそのような方向性で考えていくことが「長い目で見てよいのでは」というお話であったと先ほどのお話を聞いて理解したのですが、非常に変な横槍で申し訳ないのですが、人権局ですね。性的マイノリティに関する啓発等もやっておりまして、その観点から、何と申しますか、きちんと育てば異性愛の感情を持つという方向性で大阪府が。少しまとまらなくて申し訳ないのですが、正しく育てば、正しく異性愛を持つというような方向性の施策を大阪府がするということは非常に人権的な、性的マイノリティの方々は、もう、生まれつきそのような方々であり、きちんと育っていないからそうである、という話ではないのでというそのあたりの視点があるということで。

○事務局　また、関係部局と調整をさせていただいて、どのように反映するかということは検討させていただきたいと思いますので。それでよろしいですね。

○事務局　はい。

○委員　よろしいですか。

○部会長　はい。委員。

○委員　まさに、おっしゃるとおりだと僕も思っていて、その方々はそのように結婚して子どもを生めばよいと言っている気は全くないのです。先ほど、非認知能力の話がありましたが、ここで出てきた先ほどのもの、「ルールを守る、頑張る力」というようなものは象徴的に不毛と思うのですが、実は、自制心がだいたい、育ってきたというのは、５歳くらいなのですね。５歳、６歳くらいの子ども達が一般的に自制心が少し芽生えたなと感じられるほどです。だから、それ以前というのは、自分を抑えることがなかなか難しい子ども達なのですが、ルールを守るとか、それから、頑張るというようなことが、非認知能力のような形で語られると、１歳、２歳の子どもにもルールを守らせるようなしつけがなされてくるという。

　このようなことから徐々にその、自分のやりたいことが抑えられて、自己発揮というものが抑えられてしまうという保育が実は、あるのですね。だから、これは、私は、保育の質の問題だろうと思うのですが、発達のプロセスをきちんとわかったうえで、幼稚園・保育園の出口のあたりで、やはり、「周りのことも考えような」とか、「やはり、ルールを守らないと面白くないよな」というようなことがわかるようなくらいのイメージなのです。発達からいうと。そのようにして小学校に上がっていくという感じです。だから、そこのところも丁寧に語らないと、これを見られたときに「ルールを守らせることが大切なのだ」と。小さい頃から「きちんと守りなさい」という形で子ども達をしつける形のような保育が横行すると、逆にその自己肯定感とか、自己有用感のようなものが育ちにくいという形になってしまいますので、そのあたりも含めて、「丁寧な解説がいるだろう」と。そのようにして育っていったときに結婚をしたい人は結婚をするし、性的マイノリティの方々は、それはそれで認められていくような社会になっていくということは僕は大賛成ですから。

　それともう一つは、日本が遅れているジェンダーの問題。この問題もやはり、解決されないと子育てとか、家庭のことだとか解決していかないのでやはり、子どもたちは、自分が今、育っている家庭がモデルとなりますから、そこが幸せ感溢れる家庭であれば、自分も家庭を持ちたいと希望を持つ人は持つわけだからという意味で大切にしていく必要があるのではないかと。府庁内でまた調整していただきたいと思います。

○部会長　ありがとうございました。私も口を挟んだのは、委員のおっしゃる意味で、ここに結婚ネットがあることに違和感がある。人権局の方が発言されたようにですね。そのような意味で私は、言ったつもりなのです。だから、結婚をすることが非認知能力も少し私も同じところが気になっていたのですが、ここに書かれることでそうでない人が、しんどい思いをしていくとか、結婚を選択しない方、性的マイノリティの方がしんどい思いをされていくということを懸念してここに書くということはどうなのかという事前のときにお話もしていたところでした。

　ここの話は、時間もありますのでまた、意見を調整していただければと思います。

○委員　　今、この見直しの素案を拝見しまして、私は、ここに大きくは意見はないのですが、今回、見直しをするときに、まず、どこを見ているかという視点なのですが、それはおそらく、０歳から１８歳の子ども達とそして、妊婦を含む親御さん、法定保護者。そこへ焦点を当てると。

　アンケートの中身を拝見しますと、やはり、コミュニティーをどのように作っていくかということが非常に大事になってくるだろうなと思う中で、では、地域福祉計画とも擦り合わせが必要になってくるのではとか、どんどん、広がっていってしまうのですね。だから、視点はまず、子どもとそして、妊婦さんと親御さん。法定保護者ですか。そのあたりにしっかりと置いて。

　今日の議論の中の前半のところで、部会長がまとめてくださったのですが、その柱を何にするかということなのですね。そうでなければこの視野。どこまで見るかということがどんどん、膨らんでいってしまうというような気がするのですね。だから、部会長がおっしゃった、あるいは、委員がおっしゃったようにやはり、柱になる子どもの権利とそして、子育て文化の再考というようなものをしっかりと何か柱に添えるべきではないかという気がしたということです。はい。

　この枠組みについては、私は、大きく異論はございませんが、何かそのような感想を持ったのですね。

○部会長　ありがとうございました。ぜひ、そのようにあっていただければと思います。ほかはよろしいでしょうか。

　１点だけ、最後に私も。昨日、貧困対策で出ていた、１３ページのこの図のところにここでもやはり、「子どもや親を主語にした角度で考えることはできないか」という話にもなってきました。それから、地域ということだけではなく、今、委員がもう一度、言ってくださったように柱はきちんと子育て文化の再考、それから、子どもの人権、子どもの目線ということを置きながら、そのような視点の角度で、ここにもう少し労働とか、企業とかということも地域をバックアップするというようなところで書けることができないかという意見が出ていました。これは、紹介だけになります。

　それから、フィンランドとか、今日、出ていたようなイメージで乳幼児期からここ、小学校プラットホームと書いているので、乳幼児期からつながっていくようなデータを介してつながっていくのか、もう少しつながっていくというようなことが見えればよいなという話は出ていました。報告だけです。

○委員　少し、補足でよろしいですか。

○部会長　はい。

○委員　すみません。まだ少し言葉足らずだったので、補足させていただきたいのですが、この１４ページの「市区町村における児童に対する必要な支援を行う体制の関係整理」などを見ていましても、やはり、若者支援というようなことが私どもは気になってくるのですね。そのようになってくると、どんどん、膨らんでいってしまうという気がしますので、先ほど少し、そのようなお話をさせていただいたということなのです。

○部会長　はい。ありがとうございました。それでは、よろしいでしょうか。時間になってきましたので。この時間内で皆さんが言い足りなかったこと、あるいは、追加でご意見を思いつかれた委員の皆さんは、ぜひ、この別紙をつけてくださっていますので、何等かの形で後日でも、事務局までお渡しいただければと思います。

　予定の議案は以上なのですが、その他何かありますでしょうか。事務局のほう、ないですか。

○事務局　特にございません。

○部会長　ありがとうございました。それでは、皆さん、朝から熱心にご議論をいただきありがとうございました。進行を事務局にお返ししたいと思います。

○事務局　部会長、ありがとうございました。委員の皆さまにおかれましても貴重なご意見をありがとうございます。

　それでは、これを持ちまして令和元年度第１回大阪府子ども施策審議会計画策定部会を終了いたします。委員の皆さま、本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。

（終了）